

秋田県公安委員会規則第2号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月25日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
 秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

生活安全企画課	子ども・女性安全対策室
---------	-------------

を

生活安全企画課
---------

子供・女性安全対策室
人身安全対策室
許可等事務担当室

に改め、同表に次のように加える。

警備第二課	警衛警備対策室
-------	---------

第4条の2生活安全企画課の項第3号中「行方不明者、」及び「及び手配」を削り、第7号中「ストーカー行為等」を「人身安全関連事案」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。  
 (9) 許可等事務の適正化に関すること。

第16条第1項の表中

教養課	捜査実践教養室長	命を受け、捜査実践教養室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-----	----------	----------------------------------

を

教養課	捜査実践教養室長
	捜査実践教養指導官

に、

命を受け、捜査実践教養室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
命を受け、捜査実践教養室

を

生活安全企画課	安全・安心まちづくり支援対策官	命を受け、県民の自主的な地域安全活動の支援に関する事務を掌理する。
	子ども・女	命を受け、子ども・女性安

を

生活安全企画課
---------

の事務を処理し、捜査実践教養室長を補佐する。

性安全対策室長

全対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

安全企	安全・安心まちづくり支援対策官	命を受け、県民の自主的な地域安全活動の支援に関する事務を掌理する。
	子供・女性安全対策室長	命を受け、子供・女性安全対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
	人身安全対策室長	命を受け、人身安全対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
	許可等事務担当室長	命を受け、許可等事務担当室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

に、

警備第二課	警衛警護官	命を受け、警衛警護に関する事務を掌理する。
	災害対策官	命を受け、災害警備その他災害等の対策に関する事務を掌理する。

を	警備第二課	警衛警備対策室長	命を受け、警衛警備対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
		警衛警護官	命を受け、警衛警護に関する事務を掌理する。
		災害対策官	命を受け、災害警備その他災害等の対策に関する事務を掌理する。

に改め、

生活安全企画課	ストーカー対策班長	命を受け班の事務を企画課長を
---------	-----------	----------------

、ストーカー対策処理し、生活安全補佐する。

を削る。

第16条に次の2項を加える。

- 5 主任監察官には首席参事官を、監察補佐官には庶務担当課次長及び学校副校長をもって、それぞれ充てるものとする。
- 6 捜査実践教養指導官には、庶務担当課次長をもって充てるものとする。

別表第1大館警察署大館駅前交番の項中「芦田子（字芦田子、字芦田子南、字上大茂内沢、字塞神、字塞神南、字天道上に限る。）」を「芦田子（字獅子ヶ森の一部、字獅子ヶ森下の一部を除く。）」に、「釈迦内（字板子石、字稲荷山下、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字中袋、字長袋、字四方石に限る。）」を「釈迦内（字家後、字板子石、字稲荷山下の一部、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字長袋、字四方石に限る。）」に、「沼館（字稲荷下、字鍛冶屋敷、字神田表、字神館、字小坪台、字栄戸、字藤蕪に限る。）」を「沼館（字長瀬を除く。）」に、「松木（字大上に限る。）」を「松木（字大上、字清水、字清水懸に限る。）」に改め、「字清水堰合」の次に「字清水堰添」を加え、同表大館警察署桂城交番の項中「柄沢（字稲荷山下、字大沢山、字柄沢、字長橋、字丸山下に限る。）」を「柄沢（字稲荷山下、字大沢尻、字大沢山、字柄沢、山王台の一部、字長橋、字丸山下に限る。）」に、「小館花（字古館下、字前田、字山根ヒトロに限る。）」を「小館花（字萩野台を除く。）」に改め、同表大館警察署比内交番の項中「比内町新館（字真館に限る。）」を「比内町新館（字館下、字真館の一部に限る。）」に改め、同表北秋田警察署合川交番の項を削り、同表能代警察署能代駅前交番の項中「能代町（字赤沼、字悪土、字後谷地、字富町家後、字中川原、字畠町追分に限る。）」を「能代町（字赤沼、字悪土、字後谷地、字中川原に限る。）」に改め、「字下野」の次に「字下柳」を加え、同表能代警察署西通町交番の項の次に次のように加える。

南能代交番	能代市字寿域長根48番地123	能代市のうち 浅内、字小野沢、字海詠坂、河戸川、字厚柳、字大内田、字大瀬儘下、字大塚、字柏子所、字柏子所下、字上古川布、字臥竜山、字上相染下、字九郎左エ門笹台、字九郎左エ門台、字五雲岱、字権現台、字塞ノ神、字塩干田、字塩干田前、字十洲崎、字芝童森、字下瀬、字下古川布、字下谷地、字下柳、字寿域長根、字昇平岱、字新山前、字仙遊長根、字袖又、字大平山後、字高塙、字田子向、字田屋、字寺向、字戸川向、字中古川布、字長崎、字南陽崎、字沼ノ上、字藤山、字古屋布、字不老岱、字坊ヶ崎、字松長布、字谷地中、字山崎
-------	-----------------	--

別表第1五城目警察署天王幹部交番の項を次のように改める。

天王幹部交番	潟上市天王字蒲沼137番地7	潟上市のうち 天王大崎、天王（字一向、字上の台、字上関、字江川、字江川谷地、字江川上谷地（町道6号線及び8号線の北側に限る。）、字沖田、字沖田台、字御休下、字蒲沼（町道6号線の北側に限る。）、字上江川、字コアツコ、字児玉、字塩口、字塩口北野、字洪谷、字下狼縁（旧国道101号線の北側に限る。）、字下浜山（秋田男鹿自転車道の北側に限る。）、字下分水、字鶴沼台（旧国道101号線の北側に限る。）、字天塩、字天王、字藤伍の宮、字中羽立、字中干潟、字中分水、字羽立、字羽立片山、字羽立北野、字ハラへ、字二田、字不動下、字不動台、字不動台上、字穂丈谷地、字松淵、字万六溜池下、字道合、字南干潟、字宮の後、字持長根、字持谷地（旧国道101号線の北側に限る。）、字桃木台上（旧国道101号線の北側に限る。）、字桃木台下、字小分、字上分水、字浜山、字下新縄手、字中新縄手、字上新縄手、字境田、字干潟
--------	----------------	--

別表第1五城目警察署上出戸交番の項中「天王（字江川上谷地（町道6号線及び8号線の南側に限る。）」を「天王（字池沼溜池下、字江川上谷地（町道6号線及び8号線の南側に限る。）」に改め、同表秋田臨港警察署飯島交番の項中「土崎港北六丁目・七丁目、」を削り、同表秋田臨港警察署外旭川交番の項中「寺内（字三千刈に限る。）」を削り、

同表由利本荘警察署本荘駅前交番の項中「、字油小路」、「、上横町」、「、観音森」、「、下地ヶ沢」、「、御門ノ内」、「、瀬越場、千刈、蓼沼」、「、花畑町」、「、東大楯町」、「、不戻沢、古川端」、「、梵天谷地」及び「、湊岸」を削り、「菓組」の次に「、大門」を、「船ヶ台」の次に「、本荘」を、「美倉町」の次に「、薬師堂（字堤下、字山崎）」を加え、同表仙北警察署角館駅前交番の項中「角館町広久内」の次に「、田沢湖のうち小松の一部」を加え、同表横手警察署横手駅前交番の項中「蛇の崎町」の次に「、条里一丁目～三丁目」を加え、「婦気大堤（字岩瀬、字久保下、字下谷地添、字田久保、字田久保下、字堤下、字中田、字西野、字婦気、字婦気前、字南巻、字谷地添に限る。）」を「婦気大堤（字久保下、字田久保、字田久保下、字堤下、字中田、字西野、字婦気、字婦気前、字南巻、字谷地添に限る。）」に、「睦成（字清水沢、字助市沢、字水上沢に限る。）」を「睦成（字大谷地、字清水沢、字助市沢、字田ノ沢、字水上沢に限る。）」に改める。

別表第2大館警察署釈迦内警察官駐在所の項中「芦田子（字獅子ヶ森、字獅子ヶ森下に限る。）」を「芦田子（字獅子ヶ森の一部、字獅子ヶ森下の一部に限る。）」に、「釈迦内（字家後、字家下、字狼穴、字ヲコハ、字上大留、字小釈迦内、字桜下、字沢口、字山神台、字獅子ヶ森、字下大留、字釈迦内、字相染台、字台野下、字台野道上、字台野道下、字高館下、字館、字筑紫森、字長者森、字堤下、字土肥、字長面、字長面袋、字長田、字中台、字萩長森下、字羽生下、字二ツ森、字身ノ肌、字村東、字屋布後、字屋布表、字山道上、字横堰下に限る。）」を「釈迦内（字家後、字板子石、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字長袋、字四方石、字稲荷山下の一部を除く。）」に、「松木（字家後、字家下、字石神、字石神下、字石神下袋、字伊勢堂下、字下袋、字清水、字高館平、字松木に限る。）」を「松木（字大上、字清水、字清水懸を除く。）」に改め、同表大館警察署池内警察官駐在所の項中「柄沢（字狐台、字山王台に限る。）」を「柄沢（字狐台、字山王台の一部に限る。）」に改め、「小花館（字萩野台、字村下に限る。）」を「小館花（字萩野台に限る。）」に改め、同表大館警察署大館南警察官駐在所の項中「櫃崎（字出川道上、字出川道下、字上野道上、字上野道下、字大中島、字大堀宅地、字大道下、字上宅地、字上淀市、字沢頭、字沢端、字高戸屋宅地、字館宅地、字淀市に限る。）」を「櫃崎（字土貝を除く。）」に改め、同表大館警察署独鈷警察官駐在所の項中「比内町新館（字牛道下、字川向、字駒橋屋布、字城下、字館下、字新館、字野開、字萩下、字萩下川添、字八幡下、字ハヌカ、字見通、字屋布に限る。）」を「比内町新館（字館下、真館の一部を除く。）」に改め、同表北秋田警察署鷹巣南警察官駐在所の項中「脇神」を「脇神（平崎川戸沼、平崎上岱、西陣馬岱を除く。）」に改め、同表北秋田警察署上小阿仁警察官駐在所の項の次に次のように加える。

合川警察官駐在所	北秋田市新田目字大野85番地1	北秋田市のうち 上杉、鎌沢、川井、木戸石、根田、下杉、李岱、芹沢、道城、新田目、八幡岱新田、羽根山、福田、増沢、三木田、三里
----------	-----------------	---

別表第2能代警察署向能代警察官駐在所の項中「字大曲」の次に「、字囀外」を、「字上悪土」の次に「、字萱山、字苺附場」を、「字狐森」の次に「、字御番所前、字下悪戸」を加え、「、字東面」を削り、「字轟」の次に「、字二万刈」を加え、同表能代警察署東能代警察官駐在所の項中「、字萱山、字御番所前」を削り、同表能代警察署南能代警察官駐在所の項を削り、同表由利本荘警察署子吉警察官駐在所の項中「薬師堂」を「薬師堂（字堤下、字山崎を除く。）」に改め、同表にかほ警察署小砂川警察官駐在所の項中「象潟町関」を「象潟町関（一ノ沢、一番山、牛取場、ウヤムヤノ関、有耶無耶の関、大坂、大谷、大休場、小河原、上一の沢、上大坂、上大谷、沢、三番山、下一の沢、下大坂、下大谷、下新田、月割坂、中川原、中新田、西大坂、二番山、深田、南山、村ノ上、村ノ下、柳坂に限る。）」に改める。

別表第3北秋田警察署の項中「米代町」の次に「、脇神（字平崎川戸沼、字平崎上岱、字西陣場岱に限る。）」を加え、同表にかほ警察署の項中「象潟町小滝」の次に「、象潟町関（鬼平、下りの下、上栗山、三平田、建石、立石、殿袋、鳥屋森、ヨシワ沢に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。